

広島県告示第九百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和八年十月十五日までの間、縦覧に供する。

令和八年十月一日

広島県知事 横 田 美 香

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道千代田八千代線	安芸高田市八千代町向山字鳥屋ヶ丸一〇〇〇一番七六地先から 安芸高田市八千代町向山字鳥屋ヶ丸一〇〇〇一番四二地先まで	令和八年一〇月一〇日